

香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第3号

香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市民図書館条例施行規則（平成4年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

図書館利用者カード申込書

香芝市教育委員会 様

※太枠内のみご記入ください。必要なところは○で囲んでください。

申込区分	1. 新規 2. 再交付 3. 更新	申込日	年 月 日
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日生	
住所	〒		
電話番号	(自宅)		
	(携帯)		
Eメールアドレス			
勤務先 学校名	(県外在住の方) 電話番号：		
利用者番号		仮カード	年 月 日
新		再交付	年 月 日
旧		確認	免・保・学・他／在勤・在学／要証

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第14条関係）

図書複写（コピー）申込書

年 月 日

氏名

住所

調査研究のため、次のとおり複写を申し込みます。

複製物の使用により生ずる著作権法上の問題は、全て私が責任を負います。

書名（雑誌・新聞名）		複写箇所（ページ数・紙面等）					
<ul style="list-style-type: none"> ・複写枚数は、1人1部です。 ・ミスコピーも枚数に含まれます。 	カウンター No.		白黒	フル カラー	単色 カラー	合計数	
		前					
		後					
	複写枚数			枚	枚	枚	枚
	単価			円	円	円	
	金額			円	円	円	円

香芝市民図書館 0745—77—1600

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市民図書館条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。